

～高病原性鳥インフルエンザ 発生させないために防疫の強化を～

平成22年11月から平成23年3月にかけて、高病原性鳥インフルエンザが国内9県24農場で発生し、養鶏産業に多大な被害を及ぼした。平成23年4月以降は国内で発生していないものの、近隣諸国においては、中国・香港・台湾等の東アジア、ベトナム・インドネシア・カンボジア等の東南アジアで、断続的に発生が続いています。

日本へのウイルスの侵入経路については、大陸や朝鮮半島からの渡り鳥により持ち込まれた可能性が高いとされています。

11月に入り、今後渡り鳥の飛来シーズンを迎えるにあたり、農場へのウイルス侵入を防止するため、衛生管理を徹底しましょう！！

(1)農場における衛生管理の徹底

①人・車両による侵入の防止

- ・農場出入り口では、外来者の出入りを監視したり、外来車両の消毒等を確認する。
- ・鶏舎出入り口では、外来者の出入りは最小限度としたうえで、衛生的な区画と非衛生的な区画を分離する。
- ・鶏舎出入り口には、踏込消毒槽と手指消毒用手押し式消毒器または消毒薬噴霧器を設置する。

②野鳥・野生動物による侵入の防止

- ・鶏舎には2cm角以下の網目の防鳥ネットを上から覆うように、ゆったりと垂らすように張り、間隙を塞ぐ。また、破損が見つかったら、直ちに補修する。
- ・防鳥対策と同様、間隙を塞ぎ、ネズミの侵入を防止する。
- ・ネズミを見つけた場合は、その侵入経路を見つけ、捕獲装置の設置、殺鼠剤の使用により駆除する。
- ・鶏舎周辺、農場敷地周縁及び農場内道路へ消石灰を散布する。
- ・鶏舎の中に入るときは、すぐに扉を閉める。

③飲用水・飼料の汚染による侵入の防止

- ・新鮮な水道水を使う。
- ・水道水以外を使用する際には消毒を行い、鶏が飲む時に遊離塩素濃度が0.1ppm以上含まれるように調整する。また、遊離塩素濃度は定期的に確認する。
- ・飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう、常に清潔を保つ。
- ・倉庫等は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止及びネズミの駆除を徹底する。

④鶏舎内外の整理・整頓・清掃

- ・鶏舎内外の整理・整頓・清掃や鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱等の撤去により、ネズミや野鳥の繁殖場所をなくす。

⑤鶏の健康管理及び取扱い

- ・健康な鶏を飼養するため、健康な鶏の導入や死亡鶏の適切な処理を行う。
- ・鶏舎内の環境整備（適正な飼養羽数と良い換気）や鶏への適正な飼料の給与など一般的な飼養管理をしっかりと行う。
- ・高病原性鳥インフルエンザが疑われる異常を認めた場合は直ちに家畜保健衛生所や担当獣医師に連絡する。

⑥鶏糞の処理

- ・鶏糞は農場内で、中心温度が70℃以上となるよう十分に発酵させる。やむを得ず、農場外に持ち出す場合は、鶏糞から他の農場への病原体の拡散に十分注意する。
- ・鶏糞処理施設に防鳥ネットを張り、野鳥や小動物の侵入を防止する。

⑦鳥インフルエンザに対する理解と教育

- ・日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努める。

(2)農場へ出入りする関係者における衛生管理の徹底

①農場（衛生管理区域）へ出入りする際の消毒等

- ・自ら持参した機器もしくは農場出入り口に設置されている機器により、車両の消毒を行う。
- ・靴の消毒と手指の洗浄または消毒を行う。なお、ブーツカバーの着用や使い捨ての手袋を着用しても良い。
- ・家畜に直接接触する物品の洗浄・消毒を行う。
- ・農場出入り口に設置してある農場入場者記録用紙へ記入し、入場したことを記録する。

②家きん舎へ出入りする際の消毒

- ・家きん舎へ出入りする際は、設置された消毒器具で靴と手指の消毒を行う。